

2023年10月26日

ジェットスタークルーアソシエーション

執行委員長 木本 薫子 殿

ジェットスター・ジャパン株式会社

人事本部長 森川 秀樹

通知書

2023年10月24日の事務折衝における確認事項について、以下の通り通知します。

1. 所定労働時間の考え方について

これまでの事務折衝および団体交渉においても説明している通り、勤務開始時点における勤務開始時刻・終了時刻を当日の所定労働時間とする。

運航乗務員就業規程 第9条（業務の開始・終了）に「各業務の開始・終了はロスター表に明示する」と定めているとともに、客室乗務員就業規程 第5条（就業時間）に「キャビンクルーメンバーの各勤務における始業及び終業時刻はロスター表に明示する。」と定めている。

また、運航乗務員就業規程 第17条（勤務変更）に「第9条に基づき指示するロスター及び開始時刻・終了時刻は、以下の各号に定める場合、変更することがある。」と定めているとともに、客室乗務員就業規程 第13条（勤務変更）に「第5条第1項に基づき指示するロスター及び始業時刻、終業時刻は、変更することがある。」ことを定めており、同規程に勤務変更の事由が明記されていることから、過去の判例に照らしても、変形労働時間制における勤務変更は問題なく有効であると考えます。

くわえて、運航乗務員就業規程 第9条および客室乗務員就業規程 第5条に定めている通り各業務の開始・終了時刻はロスター表に明示しており、ロスター表に明示した時間が所定労働時間であることから、勤務変更により勤務の開始・終了時刻が変更となった場合、所定労働時間が変更となることは明白であり、貴組合が主張する「勤務変更依頼に合意しても所定労働時間の変更に合意していない」との見解には何ら根拠がなく、勤務開始時点における勤務開始時刻・終了時刻に基づく労働時間を当日の所定労働時間として、法内残業・勤務変更に伴う残業代の遡及計算を行う。

なお、貴組合の主張する25日発行のロスターに基づく労働時間が一切変更できないとした場合の残業代（もし有れば）の計算方法及びその根拠について、以下に示す3つのパターンのそれぞれで示されたい。

- (1) 25日発行のロスターにおける勤務開始時刻が午前8:00、勤務終了時刻が午後1:00であって、勤務変更後の勤務開始時刻が午後1:00、勤務終了時刻が午後6:00である場合
- (2) 25日発行のロスターにおける勤務開始時刻が午前8:00、勤務終了時刻が午後1:00であって、勤務変更後の勤務開始時刻が午前7:00、勤務終了時刻が正午である場合
- (3) 25日発行のロスターにおける勤務開始時刻が午前8:00、勤務終了時刻が午後1:00であって、勤務変更後の勤務開始時刻が午前9:00、勤務終了時刻が午後1:00である場合

2. スタンバイ勤務時の労働時間の考え方について

事務折衝において説明している通り、運航乗務員就業規程 第11条（労働時間の算定）において、（起用無しの場合）スタンバイ開始時刻から終了時刻までの50%、（起用有りの場合）スタンバイ開始時刻から起用時刻までの50%を労働時間とすることを定めている。

また、同項に定める労働時間は、同規程 第2条（用語の定義）（4）にて、「労働時間：休憩時間を除く実労働時間のことをいい、給与算定に適用する。」と定義しており、同規程 第11条に基づき算定したスタンバイ勤務時の労働時間を給与算定に適用していることから、これらの基準および考え方に変更なく、同規程の基準に従いスタンバイ勤務時の労働時間を算出する。

3. 週の起点に関する考え方について

運航乗務員および客室乗務員については、1ヶ月単位の変形労働時間制が適用されており、日単位・週単位・変形期間単位による時間外労働時間を算出している。

週単位の時間算出については、月曜日を起点とし月曜日から日曜日の週単位において40時間を超える勤務（日単位で時間外労働となる時間を除く）を時間外労働時間として算出しているところではあるが、当該運用に関して現時点で就業規則等に規定がなく、関連する規程に運用方法を追記する。

なお、月曜日を起点とし週40時間を超える時間外労働時間の算出に誤りはないことから、週の起点を日曜日に変更した上での給与再計算は行わない。

以上